

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社ファンコミュニケーションズ
【英訳名】	F@N Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 安慶
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期 累計期間	第13期 第3四半期連結 累計期間	第12期 第3四半期 会計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間	第12期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	6,311,411	7,827,933	2,185,290	2,710,704	8,722,576
経常利益(千円)	1,073,124	1,374,914	362,257	451,427	1,500,965
四半期(当期)純利益(千円)	646,939	789,517	211,905	255,117	904,105
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	28,091	-	13,841	-	45,076
資本金(千円)	-	-	948,380	-	948,380
発行済株式総数(株)	-	-	105,390	-	105,390
純資産額(千円)	-	-	4,001,775	4,855,966	4,248,854
総資産額(千円)	-	-	5,802,758	7,295,070	6,442,271
1株当たり純資産額(円)	-	-	41,793.32	50,102.70	44,382.42
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	6,801.26	8,302.16	2,223.33	2,669.24	9,520.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	6,513.64	8,033.46	2,140.66	2,594.61	9,128.71
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	1,900
自己資本比率(%)	-	-	68.1	65.6	65.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	450,365	819,049	-	-	933,207
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	347,520	105,948	-	-	534,074
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	264,357	234,414	-	-	295,290
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	1,422,564	2,166,607	1,687,920
従業員数(人)	-	-	147	168	143

(注) 1. 当社は第13期第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第12期第3四半期連結累計(会計)期間及び第12期連結会計年度に代えて、第12期第3四半期累計(会計)期間及び第12期事業年度については、提出会社の経営指標等を記載しております。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第13期第3四半期累計(会計)期間は、四半期連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、株式会社リアラス及び株式会社エイトクロップスを連結子会社にいたしました。当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営む事業内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

なお、当第3四半期連結会計期間から報告セグメントを変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社リアラス (注)1	東京都港区	309	自社媒体事業	100.0	役員の兼任 営業上の取引
(連結子会社) 株式会社エイト クロップス	東京都渋谷区	9	携帯向けアフィリエイト広告サービス(CPIの広告配信サービス事業)	100.0	役員の兼任 営業上の取引

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	168 (53)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	138 (52)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます)は、当第3四半期会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	前年同四半期比(%)
パソコン向けアフィリエイト広告サービス(千円)	1,782,496	-
携帯向けアフィリエイト広告サービス(千円)	711,632	-
自社媒体事業(千円)	159,373	-
報告セグメント計(千円)	2,653,502	-
その他売上(千円)	57,201	-
合計(千円)	2,710,704	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 当第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期比を記載しておりません。

4. セグメント情報において、「その他」に含めていた自社媒体事業は、当第3四半期連結会計期間より「自社媒体事業」として区分することとしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年7月22日開催の取締役会において、株式会社リアスの株主より同社の株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、平成23年8月1日付で取得いたしました。  
詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害により国内の企業活動は停滞しておりましたが、アジアを中心とした新興国の経済の改善などにより企業収益に改善の兆しが見られております。しかし、ギリシャのソブリン債のデフォルトリスクの影響を受け、欧米の景気が下振れし、急激な円高が続いており、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような経済状況のもとで、当社の主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ミニブログ（ツイッター）の普及や、iPhoneやAndroidを始めとするスマートフォン、電子書籍端末などの登場によりインターネット利用者の利用シーンはますます広がりを見せております。平成23年4月22日に矢野経済研究所から公表されている「アフィリエイト市場に関する調査結果」では、2011年度のアフィリエイト広告の市場規模は1,052億5,000万円（前年比4.3%増）に上るものと予測されております。特にスマートフォンの普及に伴いリワード広告市場の拡大が期待されております。電子商取引推進企業によるインターネット広告およびアフィリエイトマーケティングへの取り組みは今後さらに拡大してくるものと予測されます。

当第3四半期連結会計期間におきましては、携帯向けアフィリエイト広告サービスの「モバハチネット」において、スマートフォンアプリのダウンロードを対象としたアフィリエイトプログラムへの対応や、スマートフォン向け広告サービス「ネンド」においてアプリ内に配信できるiOS用のSDKをリリースするなど、既存サービスのスマートフォン対応を積極的に行いました。その他、大手広告主の獲得、広告主とパートナーサイトの関係強化や、各アライアンス先との共同セミナーの開催などを中心に、費用対効果をより高める営業活動を行いました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、2,710,704千円となりました。また、営業利益は435,305千円、経常利益は451,427千円となりましたが、四半期純利益は255,117千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当第3四半期連結会計期間から報告セグメントを変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

#### パソコン向けアフィリエイト広告サービス

主力サービスでありますアフィリエイト広告サービスのうちパソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」を提供しております。当第3四半期連結会計期間においては、各種キャンペーンや広告主に向けて費用対効果を高めるコンサルティングを行いました。その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,782,496千円、営業利益は490,576千円となりました。

#### 携帯向けアフィリエイト広告サービス

主力サービスでありますアフィリエイト広告サービスのうち携帯向けアフィリエイト広告サービス「モバハチネット」及びカテゴリマッチ型広告サービス「アドカボ」並びにスマートフォン向け広告サービス「ネンド」を提供しております。当第3四半期連結会計期間においては、モバハチネットの売上伸び率が鈍化しておりますが、アドカボ及びネンドの売上が順調に推移しました。その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は711,632千円、営業利益は110,510千円となりました。

#### 自社媒体事業

広告収入を収益モデルとした自社媒体の運営を行っております。当第3四半期連結会計期間においては、「歌ネットモバイル」の純広告売上が減少しましたが、スマートフォン向け音楽再生アプリ「リリカ」はアプリダウンロード数の増加に伴い純広告売上が順調に推移しました。また、平成23年8月1日に子会社化した株式会社リアスの売上が純増しました。その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は159,373千円、営業利益は14,965千円となりました。

#### その他

他社媒体広告販売等を展開しております。当第3四半期連結会計期間の売上高は57,201千円、営業利益は6,561千円となりました。

なお、当第3四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較は行っておりません。

## サービス区分別の売上高の内訳

当社は、当第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。よって、平成23年12月期第3四半期（会計期間）の数値は、連結グループの数値を記載し、平成22年12月期第3四半期（会計期間）及び平成22年12月期の数値は、提出会社の数値を記載しております。

サービス区分	平成23年12月期第3四半期 (会計期間)		平成22年12月期第3四半期 (会計期間)		平成22年12月期	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
パソコン向け アフィリエイト広告サービス	1,782,496	65.8	1,436,429	65.7	5,814,724	66.7
携帯向け アフィリエイト広告サービス	711,632	26.2	659,376	30.2	2,510,052	28.8
自社媒体事業	159,373	5.9	45,913	2.1	194,999	2.2
他社媒体広告販売	57,201	2.1	43,565	2.0	202,759	2.3
その他売上	-	-	6	0.0	40	0.0
総売上高	2,710,704	100.0	2,185,290	100.0	8,722,576	100.0

なお、提出会社の主力サービスであるアフィリエイト広告サービスにおける事業年度末（当第3四半期末）の利用広告主数（稼働広告主ID数）、参加メディア数（登録パートナーサイト数）は、下記のとおりであります。

サービス	区分	平成23年12月期 第3四半期末	平成22年12月期末
パソコン向け アフィリエイト広告サービス 「エーハチネット」	稼働広告主ID数	2,145	2,364
	登録パートナーサイト数	1,126,018	1,009,775
携帯向け アフィリエイト広告サービス 「モバハチネット」、「アドカポ」及 び「ネンド」	稼働広告主ID数	1,359	1,263
	登録パートナーサイト数	180,991	142,863
当社 アフィリエイト広告サービス 合計	稼働広告主ID数	3,504	3,627
	登録パートナーサイト数	1,307,009	1,152,638

[アフィリエイト広告サービスの状況に関する定性的情報等]

当第3四半期末における、パソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」の状況は、利用広告主数が2,145社、参加メディア数が1,126,018サイトとなりました。一方、携帯向け同サービス「モバハチネット」、「アドカポ」及び「ネンド」においては、利用広告主数の合計が1,359社、参加メディア数の合計が180,991サイトという結果になりました。当第3四半期末における両サービスを合わせた利用広告主数は3,504社（前期末比96.6%）、参加メディア数は1,307,009サイト（前期末比113.4%）になっております。

## (2) 財政状態の状況

## (総資産)

当社グループの当第3四半期連結会計期間末における総資産は7,295,070千円となりました。主な内容としましては、現金及び預金が2,266,607千円、投資有価証券が1,732,009千円、有価証券が1,543,307千円、売掛金が1,225,682千円であります。

## (負債)

当社グループの当第3四半期連結会計期間末における負債は2,439,104千円となりました。主な内容としましては、買掛金が1,514,423千円、未払法人税等が263,777千円、ポイント引当金が181,112千円であります。

## (純資産)

当社グループの当第3四半期連結会計期間末における純資産は4,855,966千円となりました。主な内容としましては、株主資本が4,809,255千円（自己株式 1,191,639千円含む）であります。この結果、当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は65.6%となりました。

なお、当第3四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、前事業年度末残高との増減状況については記載しておりません。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、2,166,607千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、151,411千円の収入となりました。これは、主に法人税等の支払額が290,105千円増加した一方、税金等調整前四半期純利益を451,467千円計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、211,716千円の支出となりました。これは、主に投資有価証券の償還による収入が650,000千円であった一方、投資有価証券の取得による支出が935,724千円であったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、85,626千円の支出となりました。これは、主に短期借入金が増減額が85,000千円減少したことによるものであります。

なお、当第3四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較は行っておりません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	106,590	106,590	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	106,590	106,590	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年3月28日の定時株主総会決議により平成16年3月10日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成17年3月9日付で1株を4株の割合、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成16年3月30日の定時株主総会決議により平成16年12月22日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社並びに子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成17年3月9日付で1株を4株の割合、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成17年3月30日の定時株主総会決議により平成17年4月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	120(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1,3,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)4
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)4 資本組入額 10,000(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

4. 平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成18年3月30日の定時株主総会決議により平成18年4月21日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	398(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	398(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	779,196(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 779,196 資本組入額 389,598
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成19年3月29日の定時株主総会決議により平成19年6月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	214(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	214(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 262,675 資本組入額 131,338
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額184,000円と新株予約権付与時における公正な評価単価78,675円を合算しております。

(平成20年3月28日の定時株主総会決議により平成20年6月20日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	277(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	277(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	109,027(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 148,030 資本組入額 74,015
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額109,027円と新株予約権付与時における公正な評価単価39,003円を合算しております。

(平成21年3月27日の定時株主総会決議により平成21年6月19日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	374(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	374(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135,520(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 199,590 資本組入額 99,795
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額135,520円と新株予約権付与時における公正な評価単価64,070円を合算しております。

(平成22年3月30日の定時株主総会決議により平成22年6月18日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	434(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	434(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134,482(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 184,430 資本組入額 92,215
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額134,482円と新株予約権付与時における公正な評価単価49,948円を合算しております。

(平成23年3月29日の定時株主総会決議により平成23年8月19日発行)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	496(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	496(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	142,632(注)2
新株予約権の行使期間	平成25年9月1日から 平成29年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 197,566 資本組入額 98,783
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額142,632円と新株予約権付与時における公正な評価単価54,934円を合算しております。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	106,590	-	954,380	-	59,080

## (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
ん。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間未現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載す  
ることができないことから、直前の基準日(平成23年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,013	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,577	95,577	-
発行済株式総数	106,590	-	-
総株主の議決権	-	95,577	-

## 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ファン コミュニケー ションズ	東京都渋谷区渋 谷1丁目1番8 号	11,013	-	11,013	10.33
計	-	11,013	-	11,013	10.33

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	122,900	131,700	152,800	134,900	133,500	140,000	142,500	142,800	126,700
最低(円)	103,200	108,600	81,700	118,300	116,100	123,000	126,000	115,000	103,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) 前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結損益計算書、前第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期損益計算書、前第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を記載しております。
- (4) 前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）に係る要約連結貸借対照表に代えて、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）に係る要約貸借対照表を記載しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】  
【当第3四半期連結会計期間末】

(単位：千円)

		当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		2,266,607
受取手形及び売掛金		1,225,682
有価証券		1,543,307
その他		160,795
貸倒引当金		54,733
流動資産合計		5,141,659
固定資産		
有形固定資産		
建物		21,868
減価償却累計額		11,219
建物(純額)		10,649
工具、器具及び備品		173,037
減価償却累計額		128,499
工具、器具及び備品(純額)		44,537
リース資産		7,891
減価償却累計額		7,891
リース資産(純額)		-
有形固定資産合計		55,187
無形固定資産		
ソフトウェア		110,195
ソフトウェア仮勘定		24,152
のれん		36,100
その他		382
無形固定資産合計		170,830
投資その他の資産		
投資有価証券		1,732,009
その他		201,945
貸倒引当金		6,562
投資その他の資産合計		1,927,392
固定資産合計		2,153,411
資産合計		7,295,070

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末  
(平成23年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,514,423
短期借入金	30,000
未払法人税等	263,777
賞与引当金	33,491
ポイント引当金	181,112
その他	288,993
流動負債合計	2,311,797
固定負債	
長期預り保証金	127,306
固定負債合計	127,306
負債合計	2,439,104
純資産の部	
株主資本	
資本金	954,380
資本剰余金	1,206,330
利益剰余金	3,840,185
自己株式	1,191,639
株主資本合計	4,809,255
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	20,590
評価・換算差額等合計	20,590
新株予約権	67,300
純資産合計	4,855,966
負債純資産合計	7,295,070

【前事業年度末】

(単位：千円)

前事業年度末に係る  
要約貸借対照表  
(平成22年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,787,920
受取手形及び売掛金	1,091,794
有価証券	1,735,909
その他	108,501
貸倒引当金	54,676
流動資産合計	4,669,450
固定資産	
有形固定資産	
建物	20,368
減価償却累計額	10,035
建物(純額)	10,333
工具、器具及び備品	175,165
減価償却累計額	136,620
工具、器具及び備品(純額)	38,545
有形固定資産合計	48,878
無形固定資産	
ソフトウェア	52,533
その他	372
無形固定資産合計	52,905
投資その他の資産	
投資有価証券	1,454,751
その他	230,315
貸倒引当金	14,030
投資その他の資産合計	1,671,036
固定資産合計	1,772,820
資産合計	6,442,271

(単位：千円)

前事業年度末に係る  
要約貸借対照表  
(平成22年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,414,661
短期借入金	20,000
未払法人税等	296,005
賞与引当金	57,000
その他	254,926
流動負債合計	2,042,593
固定負債	
長期預り保証金	150,823
固定負債合計	150,823
負債合計	2,193,416
純資産の部	
株主資本	
資本金	948,380
資本剰余金	1,200,330
利益剰余金	3,229,983
自己株式	1,191,639
株主資本合計	4,187,054
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,625
評価・換算差額等合計	1,625
新株予約権	60,174
純資産合計	4,248,854
負債純資産合計	6,442,271

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【前第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
売上高	6,311,411
売上原価	4,114,170
売上総利益	2,197,241
販売費及び一般管理費	
給料	422,983
貸倒引当金繰入額	24,893
賞与引当金繰入額	24,732
その他	702,487
販売費及び一般管理費合計	1,175,097
営業利益	1,022,143
営業外収益	
受取利息	45,618
投資有価証券売却益	4,790
その他	1,090
営業外収益合計	51,499
営業外費用	
支払利息	204
自己株式取得費用	295
その他	19
営業外費用合計	518
経常利益	1,073,124
特別利益	
新株予約権戻入益	1,765
特別利益合計	1,765
税引前四半期純利益	1,074,890
法人税、住民税及び事業税	377,110
法人税等調整額	50,840
法人税等合計	427,950
四半期純利益	646,939

## 【当第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	7,827,933
売上原価	5,230,596
売上総利益	2,597,337
販売費及び一般管理費	1,273,068
営業利益	1,324,269
営業外収益	
受取利息	43,712
受取配当金	33
有価証券売却益	4,931
その他	2,366
営業外収益合計	51,044
営業外費用	
支払利息	211
その他	187
営業外費用合計	399
経常利益	1,374,914
特別利益	
新株予約権戻入益	4,040
特別利益合計	4,040
特別損失	
固定資産除却損	3,059
投資有価証券評価損	7,721
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,500
特別損失合計	16,280
税金等調整前四半期純利益	1,362,674
法人税、住民税及び事業税	555,040
法人税等調整額	18,116
法人税等合計	573,157
少数株主損益調整前四半期純利益	789,517
四半期純利益	789,517

## 【前第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	2,185,290
売上原価	1,433,798
売上総利益	751,492
販売費及び一般管理費	
給料	144,081
貸倒引当金繰入額	8,906
賞与引当金繰入額	22,522
その他	275,209
販売費及び一般管理費合計	405,675
営業利益	345,817
営業外収益	
受取利息	15,451
投資有価証券売却益	806
その他	424
営業外収益合計	16,682
営業外費用	
支払利息	58
自己株式取得費用	183
営業外費用合計	242
経常利益	362,257
特別利益	
新株予約権戻入益	393
特別利益合計	393
税引前四半期純利益	362,650
法人税、住民税及び事業税	130,420
法人税等調整額	20,325
法人税等合計	150,745
四半期純利益	211,905

## 【当第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
売上高	2,710,704
売上原価	1,820,568
売上総利益	890,136
販売費及び一般管理費	454,830
営業利益	435,305
営業外収益	
受取利息	15,351
有価証券売却益	377
その他	494
営業外収益合計	16,223
営業外費用	
支払利息	65
その他	36
営業外費用合計	101
経常利益	451,427
特別利益	
新株予約権戻入益	786
特別利益合計	786
特別損失	
固定資産除却損	747
特別損失合計	747
税金等調整前四半期純利益	451,467
法人税、住民税及び事業税	167,120
法人税等調整額	29,229
法人税等合計	196,349
少数株主損益調整前四半期純利益	255,117
四半期純利益	255,117

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】  
【前第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	1,074,890
減価償却費	39,294
株式報酬費用	13,887
賞与引当金の増減額(は減少)	22,997
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,680
受取利息及び受取配当金	45,618
投資有価証券売却損益(は益)	4,790
売上債権の増減額(は増加)	114,497
仕入債務の増減額(は減少)	134,275
未払消費税等の増減額(は減少)	17,042
前受金の増減額(は減少)	5,385
未払金の増減額(は減少)	5,564
預り保証金の増減額(は減少)	30,042
その他	16,586
小計	1,098,485
利息及び配当金の受取額	22,957
利息の支払額	204
法人税等の支払額	670,873
営業活動によるキャッシュ・フロー	450,365
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	100,000
定期預金の払戻による収入	100,000
投資有価証券の取得による支出	1,403,881
投資有価証券の売却による収入	82,226
投資有価証券の償還による収入	999,873
有形固定資産の取得による支出	18,775
無形固定資産の取得による支出	6,963
投資活動によるキャッシュ・フロー	347,520
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	10,000
株式の発行による収入	14,180
自己株式の取得による支出	147,819
配当金の支払額	140,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	264,357
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	161,513
現金及び現金同等物の期首残高	1,584,077
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,422,564

【当第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	1,362,674
減価償却費	58,823
賞与引当金の増減額(は減少)	26,228
貸倒引当金の増減額(は減少)	7,411
ポイント引当金の増減額(は減少)	4,288
のれん償却額	1,244
受取利息及び受取配当金	43,746
株式交付費	42
株式報酬費用	11,166
新株予約権戻入益	4,040
固定資産除却損	3,059
投資有価証券評価損益(は益)	7,721
投資有価証券売却損益(は益)	4,931
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,500
売上債権の増減額(は増加)	17,897
仕入債務の増減額(は減少)	98,679
未払消費税等の増減額(は減少)	520
前受金の増減額(は減少)	26,764
未払金の増減額(は減少)	3,082
預り保証金の増減額(は減少)	23,316
その他	15,133
小計	1,371,549
利息及び配当金の受取額	28,219
利息の支払額	951
法人税等の支払額	579,767
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>819,049</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	100,000
定期預金の払戻による収入	100,000
有形固定資産の取得による支出	21,298
無形固定資産の取得による支出	24,290
投資有価証券の取得による支出	1,969,822
投資有価証券の売却による収入	459,603
投資有価証券の償還による収入	1,380,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	87,115
敷金及び保証金の差入による支出	14,860
その他	2,395
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>105,948</b>

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成23年1月1日  
至平成23年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	90,000
株式の発行による収入	11,958
配当金の支払額	156,372
財務活動によるキャッシュ・フロー	234,414
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	478,687
現金及び現金同等物の期首残高	1,687,920
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,166,607

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項 の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、株式会社リアラスの発行済株式の100%を取得、並びに株式会社エイトクロップスを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 2社

## 【追加情報】

当社は、当第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、以下のとおりです。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社リアラス、株式会社エイトクロップス (2) 変更後の連結子会社の数 2社
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社の数 - 社 株式会社アイモバイルは、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力を与えることができなくなったため、当第2四半期会計期間より関連会社ではなくっており、持分法の適用範囲から除いております。また、その他関連会社は、損益等からみて重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除いております。
3. 連結子会社の四半期連結 決算日等に関する事項	連結子会社の株式会社リアラスの決算日は3月31日、株式会社エイトクロップスの決算日は6月30日であります。 四半期連結財務諸表の作成にあたって、四半期連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>    その他有価証券</p> <p>        時価のあるもの</p> <p>            決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>        時価のないもの</p> <p>            移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>    貯蔵品</p> <p>        最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>(3) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>    有形固定資産</p> <p>        a) 平成19年3月31日以前に取得したもの</p> <p>            旧定率法を採用しております。</p> <p>        b) 平成19年4月1日以後に取得したものの定率法(株式会社リアラスについては定額法)を採用しております。</p> <p>    なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>        建物            15年</p> <p>        工具、器具及び備品 4～15年</p> <p>    また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>    無形固定資産</p> <p>        a) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(1～5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>        b) 商標権については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は10年であります。</p> <p>    長期前払費用</p> <p>        定額法を採用しております。</p> <p>(4) 繰延資産の処理方法</p> <p>    株式交付費</p> <p>        支出時に全額費用として処理しております。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(5) 引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 売上債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 賞与引当金については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当四半期連結会計期間末の負担額を計上しております。</p> <p>ポイント引当金 将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当四半期連結会計期間末未使用ポイント残高に使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。</p> <p>(6) のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、5年間の均等償却をおこなっております。</p> <p>(7) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(8) その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、免税事業者に該当する連結子会社については、税込方式を採用しております。</p>
5. 新会計基準の適用	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ825千円減少し、税金等調整前四半期純利益は6,325千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「その他」が6,325千円減少しております。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第3四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	450,040千円
賞与引当金繰入額	29,027千円
貸倒引当金繰入額	7,749千円

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	161,233千円
賞与引当金繰入額	27,740千円
貸倒引当金繰入額	1,152千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,522,564
預入期間が3か月を超える定期預金	100,000
現金及び現金同等物	<u>1,422,564</u>

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	2,266,607
預入期間が3か月を超える定期預金	100,000
現金及び現金同等物	<u>2,166,607</u>

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 106,590株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,013株

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 67,300千円

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月29日 定時株主総会	普通株式	179,316	1,900	平成22年12月31日	平成23年3月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に事業部を置き、各事業部が提供するサービスについて、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「パソコン向けアフィリエイト広告サービス」、「携帯向けアフィリエイト広告サービス」、「自社媒体事業」の3つを報告セグメントとしております。

パソコン向けアフィリエイト広告サービスは「エーハチネット」、携帯向けアフィリエイト広告サービスは「モバハチネット」、「アドカボ」、「ネンド」等、自社媒体事業は主に広告収入を収益モデルとした媒体で構成しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パソコン向け アフィリエイト 広告サービス	携帯向け アフィリエイト 広告サービス	自社媒体 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	5,261,750	2,111,682	266,869	7,640,303	187,630	7,827,933	-	7,827,933
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	544	-	2,325	2,870	-	2,870	2,870	-
計	5,262,295	2,111,682	269,195	7,643,173	187,630	7,830,804	2,870	7,827,933
セグメント利益	1,440,550	353,653	70,904	1,865,108	24,002	1,889,110	564,841	1,324,269

当第3四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パソコン向け アフィリエイト 広告サービス	携帯向け アフィリエイト 広告サービス	自社媒体 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	1,782,496	711,632	159,373	2,653,502	57,201	2,710,704	-	2,710,704
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	544	-	2,325	2,870	-	2,870	2,870	-
計	1,783,041	711,632	161,699	2,656,373	57,201	2,713,575	2,870	2,710,704
セグメント利益	490,576	110,510	14,965	616,052	6,561	622,614	187,308	435,305

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、他社媒体広告販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、従来「パソコン向けアフィリエイト広告サービス」「携帯向けアフィリエイト広告サービス」を報告セグメントとしておりましたが、当第3四半期連結会計期間において株式会社リアラスを完全子会社にしたことに伴い、従来「その他」に含めておりました自社媒体事業の重要性が増したため、「パソコン向けアフィリエイト広告サービス」「携帯向けアフィリエイト広告サービス」「自社媒体事業」の3つの報告セグメントに変更しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

「自社媒体事業」において、株式会社リアラスの株式を100%取得し、子会社化したことにより、当第3四半期連結会計期間においてのれんが37,345千円発生しております。

（追加情報）

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成23年6月30日）

有価証券及び投資有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,186,629	3,186,629	

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、上場している株式は取引所の相場、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成23年9月30日）

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1)債券			
社債	3,200,014	3,171,229	28,785
(2)その他	21,330	15,400	5,930
合計	3,221,345	3,186,629	34,715

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

    売上原価            117千円  
    販売費及び一般管理費    3,982千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 786千円

## 3. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、当社従業員 110名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 499株
付与日	平成23年8月19日
権利確定条件	取締役及び監査役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること。 従業員として付与を受けた者については、権利行使時において、当社、当社の子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問の地位にあること。
対象勤務期間	自平成23年8月19日 至平成25年8月31日
権利行使期間	自平成25年9月1日 至平成29年8月31日
権利行使価格(円)	142,632
付与日における公正な評価単価(円)	54,934

会社名	株式会社エイトクロップス
	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 2名、同社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 270株
付与日	平成23年9月14日
権利確定条件	取締役及び従業員として付与を受けた者については、権利行使時において、株式会社エイトクロップスの取締役又は従業員であること。
対象勤務期間	自平成23年9月14日 至平成25年9月30日
権利行使期間	自平成25年10月1日 至平成30年9月30日
権利行使価格(円)	10,000
付与日における公正な評価単価(円)	-

## (企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)

## 取得による企業結合

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社リアラス

事業の内容 各種インターネット関連事業

- (2) 企業結合を行った主な理由

株式会社リアラスは、アフィリエイト広告を利用したポイントプログラムサービス事業を展開しており、既に多くの会員を保有しております。当社の持つアフィリエイトネットワークの利用により、同社の媒体価値を高めること、また、同社の持つメディア・会員と当社のアフィリエイト広告サービスとの連携強化により、売上拡大が見込めることにより、今後の当社グループの事業拡大につながると考えられることから、同社を子会社化することと致しました。

- (3) 企業結合日

平成23年8月1日

- (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- (5) 結合後企業の名称

株式会社リアラス

- (6) 取得した議決権比率

取得後の議決権比率 100%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による、現金を対価とする株式取得であること。

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年8月1日から平成23年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 1,009千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれんの金額

37,345千円

- (2) 発生原因

主として株式会社リアラスが展開するポイントサービス事業によって期待される超過収益力であります。

- (3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高 409,679千円

経常損失 46,392千円

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	50,102.70円

前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	44,382.42円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6,801.26円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	6,513.64円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	646,939
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	646,939
期中平均株式数(株)	95,120
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	4,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年3月28日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 305株 平成21年3月27日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 432株 平成22年3月30日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 500株

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	8,302.16円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	8,033.46円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	789,517
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	789,517
期中平均株式数(株)	95,097
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	3,181
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成23年3月29日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 496株

前第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,223.33円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,140.66円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	211,905
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	211,905
期中平均株式数(株)	95,309
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	3,681
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年3月28日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 305株 平成21年3月27日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 432株 平成22年3月30日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 500株

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,669.24円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,594.61円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	255,117
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	255,117
期中平均株式数(株)	95,577
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	2,749
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成23年3月29日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 496株

## (重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間

(自平成23年7月1日

至平成23年9月30日)

## (重要な子会社の設立)

当社は、平成23年10月21日開催の取締役会において、次のとおり子会社を設立することを決議し、平成23年11月1日に設立いたしました。

## 1. 子会社設立の目的

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）市場の拡大に伴い、利用端末も従来型携帯電話端末（フィーチャーフォン）からスマートフォンへの移行が進み、エンドユーザーのインターネット利用環境に大きな変化が訪れております。

当社のアフィリエイトサービスで培った広告主とアフィリエイト、エンドユーザーの三者をWin-Win-Winの関係で結びつけるノウハウを活かすことで、広告代理店などの競合企業に対して優位な事業モデルを構築できると判断し、SNSおよびスマートフォンを活用した企業向けプロモーションの企画立案、運営支援を事業目的とする子会社を設立することとしました。

## 2. 子会社の概要

(1) 名称 株式会社アドボカシ

(2) 事業内容 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）およびスマートフォンを活用した企業向けプロモーションの企画立案、運営支援

3. 設立の時期 平成23年11月1日

## 4. 取得する株式数、取得価額及び取得後の持分比率等

取得する株式数 900株

取得価額 18,000千円

取得後の持分比率 100%

## (自己株式の取得)

当社は平成23年11月10日開催の取締役会において、当社定款第7条に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

## 1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために自己株式を取得するものであります。

## 2. 取得の内容

取得する株式の種類 当社普通株式

取得する株式の総数 1,500株（上限）

（発行済普通株式総数（自己株式を除く）に占める割合1.569%）

株式の取得価額の総数 165,000千円（上限）

取得の時期 平成23年11月11日

取得の方法 大阪証券取引所のJ-NET市場における買付け

## 3. 平成23年11月11日に実施した自己株式の取得結果

取得した株式の総数 750株

取得価額の総数 74,625千円

## (リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間

(自平成23年7月1日

至平成23年9月30日)

内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、連結財務諸表等規則第15条の3規定により記載を省略しています。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

株式会社ファンコミュニケーションズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月14日

株式会社ファンコミュニケーションズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋本 裕昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に、自己株式の取得に関する事項が記載されている。  
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。